

電気料金メニュー定義書

「リボングリーン」

株式会社リボンエナジー

2024年8月1日 実施

目次

| | |
|---------------------------------|---|
| 1. 適用..... | 3 |
| 2. 本定義書の変更および廃止..... | 3 |
| 3. 定義..... | 3 |
| 4. 適用条件..... | 3 |
| 5. 供給電気方式、供給電圧および周波数..... | 4 |
| 6. 契約電流、最大需要容量、契約容量および契約電力..... | 4 |
| 7. 電気料金..... | 5 |
| 8. 適用期間..... | 5 |
| 9. 契約電流、契約容量の変更..... | 5 |
| 10. 本メニューの特徴..... | 6 |
| 附則..... | 7 |
| 1. 実施期日..... | 7 |
| 別表..... | 8 |
| 1. 従量料金..... | 8 |
| 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金..... | 9 |

1. 適用

- (1) 電気料金メニュー定義書「リボングリーン」(以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款(以下「電気需給約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、電気需給約款1(適用)(2)に定める地域に適用します。

2. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款2(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止する場合には、あらかじめ一定期間、廃止の案内および廃止日を、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法によりお知らせします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

3. 定義

次の言葉は、本定義書においてそれぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、別段の定めがない限り、本定義書においても同様の意味で使用します。

- (1) 最大需要容量
同時に使用する電気の最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
- (2) 従量料金
本定義書に基づき、お客さまの使用電力量に応じて算定される料金をいいます。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4. 適用条件

本定義書に基づく電気料金メニュー(以下「本メニュー」といいます。)は、電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が60アンペア以下であること、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること、契約容量が50キロボルトアンペア未満であること、または契約電

力が 50 キロワット未満であること。

- ② 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流、最大需要容量または契約容量と契約電力の合計（契約電流の場合は、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。最大需要容量または契約容量の場合は、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ当社が承諾したときは、①に該当し、かつ②の契約電流、最大需要容量または契約容量と契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

6. 契約電流、最大需要容量、契約容量および契約電力

契約電流については次の (1) および (2)、6 キロボルトアンペア未満の最大需要容量については次の (3) および (4)、契約容量については次の (5) および (6)、契約電力については次の (7) のとおり定めます。

- (1) 北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリアにおいて、契約電流は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、次の①～③のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値に決定することがあります。
- ① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、需給開始時点で需給場所ごとに設定されている契約電流の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐことや、当社指定の値とすることがあります。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が不明の場合は、当

社指定の値とすることがあります。

- ③ 当社の他の電気料金メニューから本メニューに需給契約を変更する場合は、原則として、他の電気料金メニューの電気需給契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。
- (3) 関西エリア、中国エリアおよび四国エリアにおいて、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情から必要に応じて、お客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって行います。
- (4) 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。
- (5) 契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、次の①～③のいずれかに従い決定します。
 - ① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値とします。ただし、需給開始時点で需給場所ごとに設定されている契約容量の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐことや、当社指定の値とすることがあります。
 - ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値とします。ただし、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が不明の場合は、当社指定の値とすることがあります。
 - ③ 当社の他の電気料金メニューから本メニューに需給契約を変更する場合は、原則として、他の電気料金メニューの電気需給契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。
- (6) 契約容量は、(5)にかかわらず、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流に基づき、次の①および②の算式により算定した値に決定することがあります。なお、契約主開閉器の定格電流に基づき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。
 - ① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×（1÷1000）

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、

200 ボルトとします。

- ② 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×（1÷1000）

- (7) 各月の契約電力は、次の①～③の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
- ① 当社から新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
- ② 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。
- ③ 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、需要場所における負荷設備の内容、電気の使用状況等に基づいて、お客さまとの協議によって定めた値とします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合とします。）、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

7. 電気料金

- (1) 電気料金は、次の①および②の合計に消費税等相当額を加えた金額とします。
 - ① 別表1（従量料金）によって算定された従量料金
 - ② 別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金から消費税等相当額を除いた金額
- (2) 本メニューに加え、付帯メニューが適用される場合は、その全てを反映した後の合計に消費税等相当額を加えて電気料金を算定します。

8. 適用期間

- (1) 本メニューの適用開始日は、電気需給約款6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とします。電気需給約款27（電気料金メニューの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日または検針日とします。
- (2) 本メニューの適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款29（お客さまからの電気需給契約の解約）および30（当社からの電気需給契約の解約等）に定める解約日または終了日までの期間とします。

9. 契約電流または契約容量の変更

- (1) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日または検針日から1年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。
- (2) 契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（本約款等の変更）(2) および (3) に準じます。

10. 本メニューの特徴

- (1) 本メニューは、当社がお客さまに供給する電気の全量について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用し、実質的に再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする電気料金メニューです。
- (2) 本メニューにおける電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）は、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法によりお知らせします。
- (3) 当社がお客さまに供給する電気に使用する非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。お客さまの使用

電力量が当社の想定を上回る場合や非化石証書の調達状況が悪化した場合、および非常変災、法令の制定または改廃その他当社の責に帰すことのできない事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断したときは、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）が実質的にゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責任を負いません。

附則

1. 実施期日

本定義書は、2024年8月1日より実施します。

別表

1. 従量料金

従量料金は、固定従量料金および変動従量料金の合計とします。

(1) 固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量に固定従量料金単価を適用して算定します。なお、固定従量料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。適用する固定従量料金単価は、次のとおりとします。

| エリア | 単位 | 固定従量料金単価 |
|--------|---------------------|------------------|
| 北海道エリア | 使用電力量 1キロワット時につき | 22.00円（税込24.20円） |
| 東北エリア | | 20.00円（税込22.00円） |
| 東京エリア | | 20.00円（税込22.00円） |
| 中部エリア | | 20.00円（税込22.00円） |
| 北陸エリア | | 20.00円（税込22.00円） |
| 関西エリア | | 18.00円（税込19.80円） |
| 中国エリア | | 20.00円（税込22.00円） |
| 四国エリア | | 20.00円（税込22.00円） |
| 九州エリア | | 18.00円（税込19.80円） |

(2) 変動従量料金

変動従量料金は、30分ごとの使用電力量にその30分ごとのエリアプライス（一般社団法人日本卸電力取引所が公表する30分ごとの市場価格）を適用して算定します。なお、変動従量料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。適用するエリアプライスは、次のとおりとします。

| エリア | エリアプライス |
|--------|------------|
| 北海道エリア | エリアプライス北海道 |
| 東北エリア | エリアプライス東北 |
| 東京エリア | エリアプライス東京 |
| 中部エリア | エリアプライス中部 |
| 北陸エリア | エリアプライス北陸 |
| 関西エリア | エリアプライス関西 |
| 中国エリア | エリアプライス中国 |

| | |
|-------|-----------|
| 四国エリア | エリアプライス四国 |
| 九州エリア | エリアプライス九州 |

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、「再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および「回避可能費用単価等を定める告示」により定めます。なお、当社は、当社が適当と判断した方法により、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日または検針日から翌年の4月の計量日の前日または検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- ② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの当該事業所で使用される電気にかかる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申し出の直後の4月の計量日または検針日から翌年の4月の計量日または検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日または検針日とします。）の前日までの期間において、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとし、その端数は、切り捨てます。